

第36問【解答例】

第1欄(1)

登記官は、登記義務者である株式会社ひだまり銀行に対し、登記申請があった旨及び申請内容が真実であると思料するときは、通知を発送した日から2週間以内に申出をすべき旨を通知する。

株式会社ひだまり銀行の代表者は、申請内容が真実である旨を記載した上で記名し、委任状に押印したものと同一の印を押印して申し出る。

第1欄(2)

- ・資格者代理人による本人確認情報の提供
- ・委任状についての公証人による認証

第2欄(1)

登記の目的		所有権移転				
申請事項等	登記原因及びその日付	平成24年7月21日相続				
	上記以外の申請事項等	相続人(被相続人 甲山一郎) 持分2分の1 (亡)甲山友子 上記相続人甲山大介 2分の1 甲山大介				
添付情報		ア, イ, ウ, エ, オ				
登録免許税額		建物	金 18,000 円	敷地	金 18,960 円	合計 金 36,900 円

第2欄(2)

登記の目的		(亡)甲山友子持分全部移転				
申請事項等	登記原因及びその日付	平成30年2月12日相続				
	上記以外の申請事項等	相続人(被相続人 甲山友子) 持分2分の1 甲山大介				
添付情報		イ, エ, オ				
登録免許税額		建物	金 9,000 円	敷地	金 9,480 円	合計 金 18,400 円

第2欄(3)

登記の目的		1番抵当権抹消				
申請事項等	登記原因及びその日付	平成24年8月13日弁済				
	上記以外の申請事項等	権利者 甲山大介 義務者 株式会社ひだまり銀行 登記識別情報を提供することができない理由 紛失				
添付情報		シ, ケ, ツ				
登録免許税額	建物	なし	敷地	なし	合計	金2,000円

第3欄 敷地権付き区分建物の土地についての手続の要否

(要否) 不要	(理由) 敷地権付き区分建物において、区分建物にされた所有権又は担保権に関する登記は、敷地権である旨の登記をした土地の敷地権についてされた登記としての効力も有するから。
------------	---

第4欄(1)

登記の目的		2番根抵当権登記名義人住所変更				
申請事項等	登記原因及びその日付	平成30年9月3日日本店移転				
	上記以外の申請事項等	住所 名古屋市中区神戸三丁目1番地 申請人 株式会社つぼみ銀行				
添付情報		テ				
登録免許税額	建物	なし	敷地	なし	合計	金2,000円

第4欄(2)

登記の目的		2番根抵当権変更				
申請事項等	登記原因及びその日付	平成31年3月18日変更				
	上記以外の申請事項等	極度額 金2000万円 権利者 株式会社つぼみ銀行 義務者 甲山大介				
添付情報		ス, キ, ク, テ				
登録免許税額	建物	なし	敷地	なし	合計	金20,000円

第4欄(3)

登記の目的		所有権移転				
申請事項等	登記原因及びその日付	平成31年4月5日売買				
	上記以外の申請事項等	権利者 有限会社KM設計 義務者 甲山大介				
添付情報		セ, ソ (売買代金の支払の事実を証するもの), キ, ク, ナ, タ (有限会社KM設計のもの)				
登録免許税額		建物	金 90,000 円	敷地	金 94,800 円	合計 金 184,000 円

第4欄(4)

登記の目的		登記不要				
申請事項等	登記原因及びその日付					
	上記以外の申請事項等					
添付情報						
登録免許税		建物		敷地		合計